

長 建 協 発 第**405** 号
平成 2 8 年 1 2 月**15** 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

前払金保証約款の一部変更について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、直轄工事の工事請負契約書のうち、違約金にかかる条項についての当面の取り扱い（※）を受け、各保証事業会社の前払金保証約款が変更された旨連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

※平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日付長建協発第 3 6 5 号文書参照

破産法等に基づく解除（受注者に代わる破産管財人などが契約を解除した場合）により、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合の取り扱いの追加